

## 福井県公害防止条例に基づく特定施設

(福井県公害防止条例施行規則別表第三)

### 二 汚水及び廃液に係る特定施設

有害物質(注)を使用し、または排出する施設であって次に掲げるもの(移動式のものを含み、水質汚濁防止法第5条第1項、第2項または第3項の規定による届出をしなければならない施設を除く。)	
1 反応施設	8 成型施設
2 分離施設	9 薬品処理施設
3 混合施設	10 エッチング施設
4 精製施設	11 めっき施設
5 蒸留施設	12 廃ガス洗浄施設
6 脱水施設	13 洗浄施設
7 ろ過施設	

#### (注) 有害物質

1 カドミウム及びその化合物	11 ジクロロメタン
2 シアン化合物	12 四塩化炭素
3 有機燐化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)	13 1,2-ジクロロエタン
	14 1,1-ジクロロエチレン
	15 シス-1,2-ジクロロエチレン
	16 1,1,1-トリクロロエタン
	17 1,1,2-トリクロロエタン
	18 1,3-ジクロロプロペン
	19 テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)
4 鉛及びその化合物	20 2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(別名シマジン)
5 六価クロム化合物	
6 砒素及びその化合物	21 s-4-クロロベンジル=N,N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)
7 水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	
8 ポリクロリネイティッドビフェニル(PCB)	22 ベンゼン
9 トリクロロエチレン	23 セレン及びその化合物
10 テトラクロロエチレン	